

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	富士ロードサービス株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 鈴木 誠治
本店所在地	静岡県富士市依田橋 388-1
停止期間	1か月

### 3 入札参加停止の理由

静岡県伊東市発注の「令和5年度 湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故が発生した。

このことにより、富士ロードサービス株式会社及び同社役員は、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年7月9日に熱海簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和6年9月3日から令和6年10月2日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内